

事務連絡
令和6年5月29日

各 { 都道府県 }
 { 市 }
 { 特別区 } } 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者 }
 { 水道用水供給事業者 } } 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

水道における PFOS 及び PFOA に関する調査について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

先日、令和6年3月1日付け厚生労働省水道課水道水質管理室事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA への対応について」でも御連絡させていただいたとおり、食品安全委員会による有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価案がとりまとめられ、3月7日までパブリックコメントが実施されました。

水道水質に関する目標値については、今後、食品安全委員会の評価結果などを踏まえ、速やかに水質基準逐次改正検討会において検討を進めていくこととしていますが、今後の検討にあたり、水道施設における PFOS 及び PFOA の検出状況等を把握したいと考えています。

このため、下記のとおり、調査に御協力をお願いいたします。

また、貴水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、専用水道の設置者に対して、本件を周知していただくようお願いいたします。

なお、本調査結果につきましては、取りまとめの上、水質基準逐次改正検討会等において公表する予定としておりますので、ご承知おき願います。

記

1. PFOS 及び PFOA の水質検査結果の確認、報告

水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）におかれましては、PFOS 及び PFOA の水質検査結果等について、別紙調査要領のとおり各様式に記入の上、令和6年9月30日までに国土交通省各地方整備局等にご報告願います。大臣認

可水道事業者及び水道用水供給事業者、国が設置する専用水道については、直接各地方整備局等へ、知事認可水道事業者及び水道用水供給事業者、国以外が設置する専用水道については、都道府県を通じて（専用水道については市、特別区の結果も都道府県で取りまとめて）、各地方整備局長等へ報告願います。

本件については、令和5年10月17日付け厚生労働省水道課水道水質管理室事務連絡「PFOS及びPFOAの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について」（以下「令和5年事務連絡」という。）でもお願いしたところですが、その際に複数の水道事業者、水道用水供給事業者から速やかに実施予定との回答をいただいていること、また、今般、簡易水道や専用水道を調査対象に追加したこともあり、改めて調査させていただくものです。そのため、前回提出時から変更がない場合であっても調査に御協力をお願いいたします。

2. PFOS及びPFOAに関する実態把握調査の実施の依頼について

令和5年事務連絡でもお伝えしましたとおり、浄水場の取水地点より上流にPFOS及びPFOAを排出する可能性のある工場、PFOS及びPFOAが含まれる泡消火薬剤を保有する施設、PFOS及びPFOAを含む製品を処理する廃棄物処理施設等がない場合であっても、水源のPFOS及びPFOAが高濃度となっている可能性が否定できない状況となっていることも踏まえて、これまでPFOS及びPFOAの水質検査を行っていない水道事業者等におかれましては、水道原水又は給水栓水中のPFOS及びPFOAについて、可能な限り給水される水に係る水質検査を報告期限までに少なくとも1回は実施¹し、濃度の把握に努めていただきますよう改めてお願い申し上げます。

なお、水質検査を行った場合、その水質検査の結果につきましては、1. に従い、9月30日までにご報告をお願いいたします。

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当 : 渡辺、野澤

E-mail : suido-suishitsu@env. go. jp

¹ 特に水道原水でPFOS及びPFOAが検出された場合には、給水栓水中の水についても水質検査の実施についてお願いいたします。